

「北海道インフラゼロカーボン試行工事」実施要領（北海道農政部）

1 目的

「ゼロカーボン北海道」の実現には、全ての業態におけるカーボンニュートラルの取組が不可欠であることから、道内建設業におけるカーボンニュートラルの意識醸成を図ることを目的とする。

2 試行工事の内容

受注者から「ゼロカーボン北海道」に資する工事現場の意欲的な取組について提案を受け、取組を実施した場合は、「工事施行成績評定」で加点評価する。

3 適用対象

- (1) 令和4年4月1日以降公告の工事
- (2) 令和4年3月31日以前に公告した工事についても、受発注者の協議により試行可能。
- (3) (1)と(2)に該当する工事のうち施行成績評定を行わない工事(※)は試行工事の対象とはしないが、「ゼロカーボン北海道」に資する取組を妨げるものではない。
(※ 契約金額500万未満の工事)

4 評価対象

次の全ての条件を満たす提案について、工事施行成績評定で加点対象とする。

①	工事現場内で行う取組（工場製作のみの工事の場合は、工場での取組も対象とする）
②	工事現場や工事施工に伴う二酸化炭素排出量の削減に寄与する取組、又は、二酸化炭素の吸収に寄与する工事現場内の取組、又は、二酸化炭素発生を低減して製造した資材等の使用
③	発注者が費用を計上していない取組
④	他の取組などで、工事施行成績評定（創意工夫、社会性等）で重複して加点評価しない取組
⑤	実施が確認できる取組
⑥	工事現場の安全や目的物の性能や耐久性等に影響しない取組

5 実施方法

- (1) 適用対象工事は、入札の公告と特記仕様書に「北海道インフラゼロカーボン試行工事」であることを記載する。（別紙1、別紙2）
- (2) 契約後、受注者が「北海道インフラゼロカーボン試行工事」に取り組む場合、4の評価対象に合致する提案（最大3件まで）を所定の計画書（別紙3）を協議簿に添付し、工事監督員と協議する。
- (3) 工事監督員（主任監督員）は、(2)の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。
- (4) 受注者は、(3)で提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
- (5) 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（主任監督員）に「実施状況報告書」（別紙4）を提出する。「実施状況報告書」には、(4)で撮影した写真を添付する。

- (6) 主任監督員は、「実施状況報告書」により、(3)で提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。もし、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、又は、(3)の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。
(減点は行わない。)

6 その他

- (1) この要領は、北海道の農政部発注工事に適用する。
- (2) 総合評価落札方式で実施する場合は、二酸化炭素の削減等に関する項目を、技術提案・簡易な施工計画における技術的所見の評価項目として設定しないものとする。
- (3) 5(2)の計画書の作成は、農政部事業調整課ホームページの様式を使用するものとする。様式のURL等は特記仕様書に記載する。
- (4) 各(総合)振興局は、前項により作成された提案内容を集計し、事業調整課へ報告する。

附則

この要領は、令和4年3月18日から施行する。

別紙1

入札の公告の記載内容

「北海道インフラゼロカーボン試行工事」

次の記載内容は、令和4年4月1日以降公告の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に適用する。

●入札の公告 記載例

『1 入札に付する事項』に以下を追記する。

(番号) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン試行工事」の対象工事である。

工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。

協議した取組の履行が確認できた場合は工事施行成績評価の加点を行うこととする。(ただし、工事施行成績評価を行わない場合を除く。)

本試行に係る費用については、原則、受注者負担とする。

別紙2

特記仕様書 記載例

次の記載内容は、令和4年4月1日以降公告の工事のうち、予定価格が500万円を超える請負工事の場合に適用する。

北海道インフラゼロカーボン試行工事について

1 試行の実施について

本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン施行工事」の対象工事である。

2 試行の内容について

工事契約後、受注者は、当該工事において、カーボンニュートラルに資する取組を提案・協議し取組を実施することができる。

実施要領及び計画書様式については、北海道農政部事業調整課ホームページで確認すること。

URL <https://www.hokkaido.lg.jp/ns/jcs/>

3 試行の実施について

受注者が本取組を実施する場合は、

- ① 計画書を作成し、この計画書を工事施工協議簿に添付し、工事監督員と協議する。
【注意】計画書は、データで提出すること。
- ② 工事監督員（主任監督員）は、①の協議があった場合には、評価できる提案内容であるか確認し受注者に回答する。評価できない提案があった場合、受注者は提案を再協議できる。
- ③ 受注者は、前項で提案・協議した内容に取り組むとともに、実施状況がわかる写真を撮影する。
- ④ 受注者は、工事完成に先立ち、工事監督員（主任監督員）に「実施状況報告書」を提出する。
「実施状況報告書」には、③で撮影した写真を添付する。
- ⑤ 工事監督員（主任監督員）は、「実施状況報告書」により、②提案・協議された内容が適切に実施されていることが確認できた場合には、工事施行成績評定の「6 社会性等」の該当評価項目を加点評価する。（ただし、工事施行成績評定を行わない場合を除く。）
もし、適切に実施されていない場合や「実施状況報告書」の提出がない場合等により実施状況が確認できない場合、又は、②の提案・協議がない場合には、加点評価は行わない。

4 試行の費用について

本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

北海道インフラゼロカーボン試行工事 計画書

受注者

〇〇（総合）振興局 農村振興課や〇〇耕地出張所など

工事番号

工事名

<計画>

取組内容及び期待される効果（最大3件まで（※））

（1件目）

（2件目）

（3件目）

（※） 工事施行成績評定での評価は、提案のうち1件以上実施した場合に評価します。

（1件のみ実施の場合と3件実施の場合では、同じ評価点数です。）

- 受注者は、この計画書を工事施工協議簿に添付し、工事監督員と協議してください。
- 工事監督員（主任監督員）は、提案内容が実施された場合、工事施行成績評定で加点できる内容であるか確認し、受注者に回答してください。

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工事名				/
項目	工事特性・創意工夫・社会性等 (いずかに○)	評価内容		
提案内容				
(説明)				
(添付図・写真等)				

※1 説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

※2 工事特性については、都市部等や厳しい自然条件への対応状況がわかる資料を添付すること。また、創意工夫及び社会性等については、その目的や効果がわかる資料を添付すること。